

御殿場市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、御殿場市議会議員政治倫理条例（令和元年条例第1号。「以下「条例」という。」の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(政治倫理の宣誓)

第3条 条例第3条第2項に規定する宣誓書は、御殿場市議会議員政治倫理宣誓書（様式第1号）によるものとする。

(審査の請求等)

第4条 条例第5条に規定する審査請求は、次に定める書類（以下「審査請求書類」という。）をもって議長へ提出するものとする。

(1) 市民にあつては、審査請求日、審査請求代表者の住所氏名、審査対象議員の氏名、審査請求の対象となる事由の内容等を記載した書類（様式第2号）及び条例第5条第1項第1号に規定する連署

(2) 議員にあつては審査請求日、審査請求者の氏名及び所属党派名、審査対象議員の氏名、審査請求の対象となる事由の内容等を記載した書類（様式第3号）及び条例第5条第1項第2号に規定する連署

2 条例第5条に規定する疎明資料等とは、条例第2条及び第4条に違反する疑いがあることを客観的に判断できる資料等（書類又は映像記録、音声記録、会議録等）とする。

3 議長は、市民から審査請求を受けたときは、直ちに選挙管理委員会に対し、第1項に規定する連署をした者が有権者であるかの確認を求めるものとする。

(審査請求書類の補正)

第5条 前条第1項に規定する審査請求書類に不備がある場合には、議長は相当の期間を定め、審査請求者にその補正を求めるものとする。

(審査請求の却下)

第6条 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下するものとする。

(1) 審査請求をすることができない者によって行われたとき。

(2) 条例第2条第2項及び第4条各号の規定に違反しないことが明らかな事実について行われたとき。

(3) 審査請求可能期間後に請求されたとき。

(4) 前条の規定による補正が行われなかったとき。

2 議長は、前項の規定により却下をしたときは、理由を付して、その旨を審査請求者に通知しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。